

議案第 23 号

令和 8 年 4 月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

令和 8 年 4 月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

令和 8 年 4 月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(南あわじ市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 南あわじ市職員定数条例（平成 17 年南あわじ市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「446 人」を「353 人」に改め、同項第 2 号中「7 人」を「6 人」に改め、同項第 3 号中「5 人(4 人兼務)」を「6 人」に改め、同項第 5 号中「4 人」を「5 人」に改め、同項第 6 号中「91 人」を「140 人」に改め、同項第 7 号中「44 人」を「15 人」に改め、同項中「595 人」を「527 人」に改める。

(南あわじ市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 2 条 南あわじ市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年南あわじ市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(南あわじ市社会教育委員条例の一部改正)

第 3 条 南あわじ市社会教育委員条例（平成 17 年南あわじ市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会社会教育課」を「教育委員会生涯学習課」に改める。

(南あわじ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第 4 条 南あわじ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 条第 1 項第 1 号中「市民福祉部環境課」を「市民部環境課」に改める。

(南あわじ市都市計画審議会条例の一部改正)

第 5 条 南あわじ市都市計画審議会条例（平成 17 年南あわじ市条例第 224 号）

の一部を次のように改正する。

第9条中「産業建設部都市政策課」を「まちづくり建設部都市政策課」に改める。

(南あわじ市総合計画審議会条例の一部改正)

第6条 南あわじ市総合計画審議会条例(平成17年南あわじ市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務企画部ふるさと創生課」を「企画部ふるさと創生課」に改める。

(南あわじ市政治倫理審査会条例の一部改正)

第7条 南あわじ市政治倫理審査会条例(平成17年南あわじ市条例第245号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(南あわじ市国土利用計画審議会条例の一部改正)

第8条 南あわじ市国土利用計画審議会条例(平成21年南あわじ市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条中「産業建設部都市政策課」を「まちづくり建設部都市政策課」に改める。

(南あわじ市行財政改革審議会条例の一部改正)

第9条 南あわじ市行財政改革審議会条例(平成22年南あわじ市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務企画部財務課」を「総務部財政課」に改める。

(南あわじ市事業評価監視委員会条例の一部改正)

第10条 南あわじ市事業評価監視委員会条例(平成22年南あわじ市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務企画部財務課」を「総務部財政課」に改める。

(南あわじ市障害者福祉施設地域活動支援センター通所判定委員会条例の一部改正)

第11条 南あわじ市障害者福祉施設地域活動支援センター通所判定委員会条例(平成22年南あわじ市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号中「市民福祉部福祉課長」を「福祉部福祉課長」に改

める。

第7条中「市民福祉部福祉課」を「福祉部福祉課」に改める。

(南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第12条 南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例(平成22年南あわじ市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民福祉部福祉課」を「福祉部福祉課」に改める。

(南あわじ市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

第13条 南あわじ市地域包括支援センター運営協議会条例(平成22年南あわじ市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民福祉部長寿・保険課」を「福祉部長寿・保険課」に改める。

(南あわじ市地域密着型サービス運営委員会条例の一部改正)

第14条 南あわじ市地域密着型サービス運営委員会条例(平成22年南あわじ市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民福祉部長寿・保険課」を「福祉部長寿・保険課」に改める。

(南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例の一部改正)

第15条 南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例(平成22年南あわじ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民福祉部長寿・保険課」を「福祉部長寿・保険課」に改める。

(南あわじ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第16条 南あわじ市予防接種健康被害調査委員会条例(平成22年南あわじ市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「市民福祉部長」を「福祉部長」に改める。

第7条中「市民福祉部健康課」を「福祉部健康課」に改める。

(南あわじ市障害者計画等策定委員会条例の一部改正)

第17条 南あわじ市障害者計画等策定委員会条例(平成23年南あわじ市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民福祉部福祉課」を「福祉部福祉課」に改める。

(南あわじ市地域公共交通検討委員会条例の一部改正)

第18条 南あわじ市地域公共交通検討委員会条例(平成23年南あわじ市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務企画部市民協働課」を「企画部交通政策課」に改める。

(南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例の一部改正)

第 19 条 南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例（平成 23 年南あわじ市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項第 5 号中「市民福祉部長」を「市民部長」に改める。

第 8 条中「市民福祉部環境課」を「市民部環境課」に改める。

(南あわじ市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第 20 条 南あわじ市スポーツ推進審議会条例（平成 23 年南あわじ市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会スポーツ青少年課」を「教育委員会文化・スポーツ振興課」に改める。

(南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例の一部改正)

第 21 条 南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例（平成 25 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市民福祉部子育てゆめるん課」を「教育委員会こども未来課」に改める。

(南あわじ市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 22 条 南あわじ市子ども・子育て会議条例（平成 25 年南あわじ市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市民福祉部子育てゆめるん課」を「教育委員会こども未来課」に改める。

(南あわじ市健康増進計画及び食育推進計画策定委員会条例の一部改正)

第 23 条 南あわじ市健康増進計画及び食育推進計画策定委員会条例（平成 25 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市民福祉部健康課」を「福祉部健康課」に改める。

(南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正)

第 24 条 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 27 年南あわじ市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(南あわじ市行政不服審査会条例の一部改正)

第 25 条 南あわじ市行政不服審査会条例 (平成 27 年南あわじ市条例第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例の一部改正)

第 26 条 南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例 (平成 28 年南あわじ市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会社会教育課」を「教育委員会文化・スポーツ振興課」に改める。

(南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会条例の一部改正)

第 27 条 南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会条例 (平成 28 年南あわじ市条例第 42 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務企画部ふるさと創生課」を「企画部ふるさと創生課」に改める。

(南あわじ市男女共同参画計画策定委員会条例の一部改正)

第 28 条 南あわじ市男女共同参画計画策定委員会条例 (平成 28 年南あわじ市条例第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務企画部ふるさと創生課」を「企画部ふるさと創生課」に改める。

(南あわじ市入札監視委員会設置条例の一部改正)

第 29 条 南あわじ市入札監視委員会設置条例 (平成 30 年南あわじ市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条中「総務企画部財務課」を「総務部財政課」に改める。

(南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例の一部改正)

第 30 条 南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例 (平成 30 年南あわじ市条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市民福祉部子育てゆめるん課」を「教育委員会こども未来課」に改める。

(南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例の一部改正)

第 31 条 南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例 (令和 6 年南あわじ市条

例第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「産業建設部都市政策課」を「まちづくり建設部都市政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市職員定数条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略                      （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>446人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>7人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>5人（4人兼務）</u></p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 2人</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>4人</u></p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>91人</u></p> <p>(7) 公営企業の事務部局の職員 <u>44人</u></p> <p>合計 <u>595人</u></p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 略                      （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>353人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 2人</p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>5人</u></p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>140人</u></p> <p>(7) 公営企業の事務部局の職員 <u>15人</u></p> <p>合計 <u>527人</u></p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p>	



南あわじ市特別職報酬等審議会条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略                      (庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務企画部総務課</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p>	<p>第1条～第5条 略                      (庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p>	



南あわじ市社会教育委員条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 会議の庶務は、<u>教育委員会社会教育課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 会議の庶務は、<u>教育委員会生涯学習課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 （縦覧の場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 南あわじ市<u>市民福祉部環境課</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 （意見書の提出先及び提出期限）</p> <p>第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 南あわじ市<u>市民福祉部環境課</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （縦覧の場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 南あわじ市<u>市民部環境課</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 （意見書の提出先及び提出期限）</p> <p>第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 南あわじ市<u>市民部環境課</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条以下 略</p>	



南あわじ市都市計画審議会条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略                      (庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>産業建設部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略                      (庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>まちづくり建設部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第10条 略</p>	



南あわじ市総合計画審議会条例新旧対照表（第6条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略                      (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>総務企画部ふるさと創生課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第7条 略                      (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>企画部ふるさと創生課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	



南あわじ市政治倫理審査会条例新旧対照表（第7条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第9条 略                      (庶務)</p> <p>第10条 審査会の庶務は、<u>総務企画部総務課</u>において処理する。</p> <p>第11条 略</p>	<p>第1条～第9条 略                      (庶務)</p> <p>第10条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>第11条 略</p>	



南あわじ市国土利用計画審議会条例新旧対照表（第8条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>産業建設部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>まちづくり建設部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市行財政改革審議会条例新旧対照表（第9条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略                      (庶務)                      第8条 審議会の庶務は、<u>総務企画部財務課</u>において処理する。                      第9条 略</p>	<p>第1条～第7条 略                      (庶務)                      第8条 審議会の庶務は、<u>総務部財政課</u>において処理する。                      第9条 略</p>	



南あわじ市事業評価監視委員会条例新旧対照表（第10条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>総務企画部財務課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>総務部財政課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市障害者福祉施設地域活動支援センター通所判定委員会条例新旧対照表（第11条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 （組織及び委員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>市民福祉部福祉課長</u></p> <p>(7) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>第4条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部福祉課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （組織及び委員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>福祉部福祉課長</u></p> <p>(7) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>第4条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部福祉課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例新旧対照表（第12条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部福祉課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部福祉課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市地域包括支援センター運営協議会条例新旧対照表（第13条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 協議会の庶務は、<u>市民福祉部長寿・保険課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 協議会の庶務は、<u>福祉部長寿・保険課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市地域密着型サービス運営委員会条例新旧対照表（第14条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部長寿・保険課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部長寿・保険課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例新旧対照表（第15条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部長寿・保険課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部長寿・保険課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表（第16条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 （組織及び委員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>市民福祉部長</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第4条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部健康課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （組織及び委員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>福祉部長</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第4条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部健康課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市障害者計画等策定委員会条例新旧対照表（第17条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部福祉課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部福祉課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市地域公共交通検討委員会条例新旧対照表（第18条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略 （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総務企画部市民協働課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>企画部交通政策課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	



南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例新旧対照表（第19条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 （組織及び委員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>総務企画部長</u></p> <p>(5) <u>市民福祉部長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第4条～第7条 略 （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部環境課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （組織及び委員）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>(5) <u>市民部長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第4条～第7条 略 （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>市民部環境課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	



南あわじ市スポーツ推進審議会条例新旧対照表（第20条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>教育委員会スポーツ青少年課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>教育委員会文化・スポーツ振興課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例新旧対照表（第21条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部子育てゆめるん課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会こども未来課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市子ども・子育て会議条例新旧対照表（第22条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略 （庶務）</p> <p>第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>市民福祉部子育てゆめるん課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 （庶務）</p> <p>第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>教育委員会こども未来課</u>において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	



南あわじ市健康増進計画及び食育推進計画策定委員会条例新旧対照表（第23条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部健康課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部健康課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例新旧対照表（第24条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第18条 略                      (庶務)                      第19条 調査委員会の庶務は、<u>総務企画部総務課</u>において処理する。                      第20条以下 略</p>	<p>第1条～第18条 略                      (庶務)                      第19条 調査委員会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。                      第20条以下 略</p>	



南あわじ市行政不服審査会条例新旧対照表（第25条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 審査会の庶務は、<u>総務企画部総務課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	



南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例新旧対照表（第26条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会社会教育課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会文化・スポーツ振興課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会条例新旧対照表（第27条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務企画部ふるさと創生課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>企画部ふるさと創生課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市男女共同参画計画策定委員会条例新旧対照表（第28条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務企画部ふるさと創生課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>企画部ふるさと創生課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市入札監視委員会設置条例新旧対照表（第29条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第9条 略                      (庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>総務企画部財務課</u>において処理する。</p> <p>第11条 略</p>	<p>第1条～第9条 略                      (庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>総務部財政課</u>において処理する。</p> <p>第11条 略</p>	



南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例新旧対照表（第30条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部子育てゆめるん課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会こども未来課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	



南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例新旧対照表（第31条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>産業建設部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>まちづくり建設部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	

